

Progress～進歩～

一期一会

1年11月号 (広告)
 2019年11月1日発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅孝治 中国税理士会 倉敷支部会員
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086 - 466 - 1255
 FAX 086 - 466 - 1288
 第150号
 発行担当者: 河本 朝香

この度の台風・大雨により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。ここ数年、自然の恐ろしさを実感するような災害が多く発生しております。ここは大丈夫、ここは被害がなさそう...と思いき行動するのではなく、早め早めの避難行動が非常に重要だということを痛感させられました。しかしそんな中でも、パレーやラグビーなど非常に活気あふれる明るいニュースも多数ありました。来年には東京オリンピックも控えており、日本の団結力が様々な場面で発揮されることと思います。今年も残り二か月...乾燥や冷え込みが厳しくなってきました。体調には十分注意をして過ごしていきたいものです。



テーマ：減価償却資産の処理方法

減価償却資産とは...のご説明に入る前に資産とは何かについてご説明させていただきます。資産とは、会社の現金預金・自社ビル・有価証券など...**会社の「財産」**です。例えば会社で必要なパソコンを購入した場合、これは資産の購入ということになります。これを踏まえて減価償却資産のご説明をさせていただきます。減価償却資産とは、事業用の資産で棚卸資産・有価証券及び繰延資産以外の資産のうち償却をすべき一定の資産のことを言います。具体的には、建物・構築物・機械装置・車輛・器具備品及びソフトウェアなどの無形固定資産です。

例えば購入したコピー機が80万円だったとします。これを購入した時に"消耗品費/現金"の仕訳では誤りです。80万円のコピー機は長期間継続利用することができるので、会計上では**耐用年数**に応じた期間で経費処理を行います。この処理を**減価償却**といいます。(耐用年数とは資産が使用できる期間として、資産に応じて決められた年数です)この時注意しなければならないのは、同じものでも新品のものと中古のものを購入した時は耐用年数が異なることです。では次に減価償却資産の取得価額の考え方についてです。

取得価額を考える場合において、その金額の判定は通常一単位として取引されるその単位ごとに判定します。
 例) パソコン本体130,000円とディスプレイ50,000円を同時に購入
 この場合それぞれの金額で判定するのではなく、130,000円+50,000円=180,000円として判定を行います。
 消費税の課税事業者で税抜経理方式を採用している事業者は**税抜価額**で判定、税込経理方式を採用している事業者及び免税事業者は**税込価額**での判定となります。
 そしてこの時先程と同じように耐用年数に応じて事業の用に供した時から減価償却が可能ですが、他にも方法があります。

< 取得価額が10万円未満の減価償却資産について >

取得価額が10万円未満の減価償却資産については、その取得価額に相当する金額を事業の用に供した事業年度の、損金の額に計上することが一般的とされています。
 例) 80,000円のパソコン本体を購入した場合は 消耗品費/現金 80,000円 という仕訳になります。

< 一括償却について >

一括償却とは、**取得価額10万円以上20万円未満**の資産について、個別に減価償却をせずに使用した3年間にわたって、

その年に一括資産として計上した資産の取得価額の合計額の **当事業年度の月数** を**減価償却費**に計上していくことを言います。(1年決算法人の場合は3分の1を減価償却費に計上)

例) 先程購入したパソコンで考えると、取得価額が180,000円でしたので、1年決算法人の場合
 $180,000円 \div \frac{12}{36} = 60,000円$ となり、一年の償却額は60,000円となります。

また、この一括償却で処理した資産については**償却資産税の対象になりません**。



< 中小企業者等の少額減価償却資産について >

中小企業者等の少額減価償却資産とは、中小企業者等が取得価額が**30万円未満である資産**について、その取得価額に相当する金額を事業の用に供した事業年度の**損金の額に算入**することができる特例です。この特例の対象となる法人は、青色申告法人である中小企業者又は農業協同組合等(以下"中小企業者等"という)で常時使用する従業員の数が、1,000人以下の法人に限られます。

例) 先程購入したパソコンで考えると、取得価額が180,000円。少額減価償却費として180,000円を必要経費として計上が可能です。

ただし、この制度の適用にあたっては取得価額の**合計が年300万円に達するまで**という制限があります。この少額減価償却資産については**償却資産税の対象となります**。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
 今月の開催日は**11月8日(金)**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
11月8日(金)	9・10・11・12月決算法人様	11月5日(火)
12月13日(金)	10・11・12・1月決算法人様	12月6日(金)
1月20日(月)	11・12・1・2月決算法人様	1月10日(金)

お知らせ

11月1日(金)2日(土)研修旅行のためお休みを頂きます。ご迷惑をお掛け致しますが宜しくお願い致します。

< 11月カレンダー >

8	金	*経営計画書作成セミナー：Vision
11	月	*10月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	金	*所得税予定納税減額申請期限
30	土	*9月決算法人の確定申告・納付期限
		*10月決算法人の中間申告・納付期限
		*3月決算法人の中間申告・納付期限
		*個人事業税・所得税 第2期の納付期限(岡山県) *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の6・12月決算法人)

11月30日は土曜日の為申告・納付期限は12月2日(月)となります

資産の取得価額の判定等で必要となる購入時の明細書や請求書の保管を必ずお願い致します。資産の入れ替え及び廃棄も経理処理を行う必要がありますので、取得した時だけではなく、除却・売却・修理を行った際も明細書等の保管をお願い致します。

< 資産の取得価額に応じた経理処理一覧表 >

資産の取得価	経理処	<資産計上> 個々の耐用年数に応じて減価償却を行う	<一括償却> 3年間で均等償却	<少額減価償却資産処理> 取得した期に全額損金処理	<消耗品費> 取得した期に全額損金処理
	30万円以上			x	x
20万円以上			x	(中小企業者等)	x
10万円以上				(中小企業者等)	x
10万円未満					

年末調整書類について

年末調整の時期が近づいてきました。控除証明書が順次発送されていることと思います。簡単ではございますが、年末調整に必要な書類等のご案内をさせていただきます。

< 必要書類 >

医療保険・生命保険・地震保険等の保険料控除証明書
 社会保険料等の控除証明書
 小規模企業共済の控除証明書
 住宅ローン控除申告書・年末残高証明書
 前職がある場合、前職の源泉徴収票
 新しい社員のマイナンバー



< 年末調整までに確認していただきたいこと >

扶養人数の再確認
 配偶者控除を受ける場合には配偶者の所得の確認
 障がい者控除の該当者の確認

控除証明書等を紛失された場合は再発行等をお願いする場合がございますので、大切に保管をお願い致します。年内の間に転職等された方は、前職の源泉徴収票が必要となります。源泉徴収票の発行にもお時間がかかる場合がございますので、早めのご準備をお願い致します。保険料の控除証明書は、保険内容の確認の案内と同時に発送される場合がございますので、ご注意ください。

法人の経理ご担当者様は、従業員の方々にも早めのご連絡をお願い致します。扶養控除等(異動)申告書・配偶者控除等申告書・保険料控除申告書等の書類は**11月20日ごろまでに**、従業員の方に提出をして頂くように、お願いをしておきましょう。